

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	8	府省庁名 総務省・内閣官房
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	過疎地における営業所の住民税・事業税等の非課税措置の創設	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 郵便局ネットワークを通じた郵便及び金融のユニバーサルサービスを提供する日本郵便株式会社の営業所のうち、過疎地に係る営業所に係る住民税、事業税及び地方法人特別税（以下「住民税等」という。）</p> <p>・ 特例措置の内容 郵便局ネットワークを通じた郵便及び金融のユニバーサルサービスを提供する日本郵便株式会社の営業所のうち、過疎地に係る営業所に係る住民税等を非課税とする。</p>	
関係条文	地方税法第25条、第72条の4及び第296条	
減収見込額	（初年度） ▲3,061（ — ） （平年度） ▲3,061（ — ） （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的 郵便及び金融のユニバーサルサービスの維持並びに郵便局ネットワークの水準の維持。</p> <p>（2）施策の必要性 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行により、日本郵便株式会社は、従来の郵便法において課されていた郵便に加え、貯金・保険の基本サービスについてもユニバーサルサービスの提供義務が課されるとともに、ユニバーサルサービスの提供体制を維持するため、あまねく全国において利用させることを旨として郵便局を設置する義務を引き続き負うこととなり、従来の郵便局株式会社に対して、大きな責務を負うこととなった。</p> <p>日本郵便株式会社は、郵便、貯金・保険の基本サービスを提供する営業所について、日本郵便株式会社法第6条第1項並びに日本郵便株式会社法施行規則第4条第2項及び第3項の規定により、地域住民の需要に適切に対応することができるようにするなどの基準により設置が義務付けられている。また、特に過疎地においては、改正法施行時の郵便局ネットワーク水準を維持することを旨とすることが義務づけられている。これにより、日本郵便株式会社は、過疎地を含む全国の営業所を通じて郵便、貯金・保険のユニバーサルサービスの安定的な提供を行うため、これまでと同様に多額の住民税等を負担することとなる。</p> <p>以上のように、過疎地においては、法令等により、営業所の設置及び維持が義務づけられているところであるが、過疎地の営業所を維持することは経営上大きな負担であること、また、近年の日本郵便株式会社は厳しい経営状況にあることから、将来に亘り、郵便、貯金・保険の基本サービスの安定的かつ円滑な提供を確保するためには、住民税等の非課税措置を講じることが必要となる。</p>	
本要望に対応する縮減案		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	VI. 郵政行政 郵政行政の推進
	政策の達成目標	過疎地における郵便局ネットワーク水準の維持。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	過疎地における日本郵便株式会社の営業所の設置が義務付けられている間。
	同上の期間中の達成目標	過疎地における郵便局ネットワーク水準の維持。
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	本措置の関係者は、日本郵便株式会社の営業所のうち、過疎地に係る営業所である。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	日本郵便株式会社の営業所のうち、過疎地に係る営業所に係る住民税、事業税及び地方法人特別税を非課税とすることにより、過疎地における郵便局ネットワーク水準の維持が可能となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	農協等の営業所が過疎地から撤退している状況において、日本郵便株式会社の営業所が当該地域に安定的に設置されることは、課税団体である地方自治体にとっても大きな意義を有するものであることから、当該地域に係る営業所に係る住民税等の非課税措置を講じることは妥当と考えられる。
	ページ	8—2

<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の 適用による効果（手段 としての有効性）</p>	
<p>前回要望時の 達成目標</p>	
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	